平成２７年（フ）第１３１号
茨城県土浦市荒川沖東３丁目10番28―303号
小川コーポ、前住所茨城県つくば市高野540番地　アーバンコートM202号
債務者　藤原　博子（旧姓白石）
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１４４号
茨城県稲敷郡美浦村郷中1313番地２、前住所茨城県つくば市研究学園５丁目５番地13　ファースト・ラフィーネ学園201号
債務者　大野翔太朗
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第２１５号
茨城県結城市大字鹿窪1355番地１　雇用促進住宅結城第二宿舎１―208、前住所茨城県結城市大字結城9761番地12
債務者　菅野　政勝
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第８１号
千葉県木更津市本郷１丁目９番27号
債務者　氏家　美行
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第１７５号
金沢市菊川２丁目15番４号
債務者　水野　外雄
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０６号
長野県上田市古里116番地13　ソレイユ古里101号
債務者　塚原　美子
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第２６３号
滋賀県近江八幡市柳町１丁目584―18、住民票上の住所大津市南郷上山町７番15号
債務者　大森　勝広
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８５号
大津市坂本６丁目22番47号　日和団地301号
債務者　山根　　力
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０４号
滋賀県栗東市大橋６丁目５番22―101号
債務者　高橋　知子（旧姓山元）
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０１号
鳥取県鳥取市大覚寺133番地112
債務者　佐藤万友香
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３８号
鳥取県東伯郡北栄町国坂647番地12
債務者　西田佳代子
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第８１号
鳥取県西伯郡大山町門前951番地
債務者　鷲見　和英
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第９７号
鳥取県米子市旗ヶ崎６丁目12番７号　101号、前住所鳥取県米子市米原８丁目５番56号202号
債務者　森尾　純菜
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第６１９号
広島市西区楠木町３丁目９番11―301号
債務者　**廣**田　忠浩
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２２１号
愛媛県松山市久万ノ台257番地１　第95杉フラット413号
債務者　甲斐　譲二
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４４号
愛媛県松山市和気町１丁目188番地
債務者　芳野　　博
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３５号
愛媛県今治市立花町３丁目１番32号　フォブール田窪Ｂ104号
債務者　松岡　知美
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
松山地方裁判所今治支部